

電子決済等代行業者に求める事項の基準

株式会社大正銀行

株式会社大正銀行（以下「当行」という。）は、銀行法第52条の61の11に基づき、当行が電子決済等代行業者と契約を締結するにあたり、電子決済等代行業者に求める事項の基準（以下「本基準」という。）を制定いたします。

1. 本基準について

- (1) 当行が電子決済等代行業者と契約を締結するにあたり、電子決済等代行業者に対して本基準の充足を求めるものといたします。
- (2) 契約締結後に電子決済等代行業者が本基準に充足しなくなったと当行が判断した場合には、以降の接続の制限や停止、契約の解除等の措置を講じる場合があります。
- (3) 本基準は、法令諸規則の改正やその他諸般の状況の変化、その他相当の事由がある場合、当行ホームページへの掲載により変更できるものといたします。

2. 本基準の内容

(1) 情報・セキュリティ管理態勢

- ① 情報・セキュリティ管理に関する責任の所在・対象範囲が明確であること。
- ② 情報・セキュリティ管理ルールが整備されていること。
- ③ 役職員に対する情報管理方法の周知やモニタリング等の実施により、セキュリティ管理態勢の定着が図られていること。
- ④ 情報資産を適切に管理する体制が整備されていること。
- ⑤ 役職員による不正行為を防止するための体制が整備されていること。
- ⑥ 連鎖接続先における安全性確保のための施策が実施されていること。
- ⑦ 不正アクセスや障害等の発生を想定した態勢が整備されていること。
- ⑧ 情報・セキュリティ対策の見直しや改善が図られていること。

(2) 外部委託管理

- ① 委託業務が円滑かつ適正に遂行されるよう、委託先選定基準の策定、委託状況のモニタリング等必要な対策が実施されていること。
- ② クラウドサービス利用にあたっては、クラウドサービス固有のリスクを考慮した対策が実施されていること。

(3) 利用者保護管理態勢

- ① 利用者からの相談・照会、苦情等に対応する体制が整備されていること。
- ② 利用者の被害拡大を未然に防止する体制が整備されていること。
- ③ 利用者への補償を適切に実施する体制が整備されていること。
- ④ 利用者へ重要な事項を説明する体制が整備されていること。

(4) コンピュータ設備管理

- ① コンピュータ設備面での情報漏洩対策が実施されていること。

(5) オフィス設備管理

- ① 入退室を管理する体制が整備されていること。
- ② 内部関係者による情報漏洩を防止するための対策が実施されていること。
- ③ ウイルス感染によるシステム侵入等の攻撃を防ぐ対策が実施されていること。

(6) システム開発・運用管理

- ① 情報資産への内部及び外部からの不正アクセスを防止する対策が実施されていること。
- ② システムへのアクセス時に認証（本人確認）が実施されていること。
- ③ 作業担当者による不正行為を防ぐ対策が実施されていること。
- ④ システムアクセスとその作業についてのログを適切に保管していること。
- ⑤ システム変更時に著しく品質が低下しないよう、必要な対策が実施されていること。
- ⑥ システムやネットワークに対する脆弱性対策が実施されていること。

(7) サービスシステムのセキュリティ機能

- ① データの種類・内容に応じた管理策が実施されていること。また、喪失・破損した情報の復旧を可能する対策が実施されていること。
- ② 機密情報の漏洩対策が実施されていること。
- ③ 利用者を保護する認証機能が整備されていること。
- ④ 偽アプリケーションによる情報漏洩等の発生を防止するための対策が実施されていること。
- ⑤ 不正アクセス発生時の被害拡大を最小限にするための対策が実施されていること。また、追跡調査を可能とする必要な対策が実施されていること。

(8) APIセキュリティ機能

- ① 認証認可に関する機密情報の漏洩対策が実施されていること。
- ② APIの想定外利用を回避するために必要な対策が実施されていること。

(9) 反社会的勢力の排除

- ① 電子決済等代行業者、その役員、主要株主又は従業員等が反社会的勢力に該当しないこと。また、反社会的勢力と関係を有しないこと。
- ② 反社会的勢力排除に係る社内体制が整備されていること。

(10) 法令等遵守態勢

- ① 電子決済等代行業者の登録を受けており、登録取消のおそれがあると判断すべき事由が認められないこと。
- ② 適切な法令等遵守態勢や内部管理態勢が講じられていること。
- ③ マネー・ローンダリングに対する適切な対策が講じられていること。
- ④ 金融犯罪に対する適切な対策が講じられていること。

(11) その他

- ① 電子決済等代行業者の経営及び財務の状況が、サービスを継続的かつ安定的に提供する上で十分なものであること。
- ② サービス提供にあたり当行が必要と判断する内容の契約を締結すること。
- ③ 電子決済等代行業者及びそのグループのビジネスが顧客の利便性向上や当行のサービス向上に資するものであること。

以 上